
○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 15 分）

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第8、議案第39号 松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第39号 松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（健康福祉課長 糸川成人君 説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（深澤 守君） 直接改正のことではないんですけど、この手続の仕方ってすごく難しいんでしょうか。それとも、ある程度、簡単って言ったらおかしいですけど、手続き上そんなに煩雑じゃないのでしょうか・・・、お伺いいたします。それと、どこで受け付けるのか・・・。

○健康福祉課長（糸川成人君） 傷病手当金の支給につきましては、支給申請書というのがありまして、そちらのほうは、本人、または、本人とその会社の方で・・・、勤めている会社の方で書いていただくような形になります。で、その様式の中には、事業主記入用ということですね、直近3カ月の、勤務日数とか、金額とか、そういうものを、会社のほうで証明をしていただいて、町のほうに申請をしていただくというような形になります。受付は町で受け付けるような形になって・・・。

○1番（田中道源君） この条例の中の附則の所にですね、傷病手当の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合というふうになっているんですが、いわゆる、コロナに対する、この日までだったら、ってことだと思うんですけど、ちょっと、中を見る限り、いつっていうのはわからないな、と思ったものですから、そこを教えてくださいなと思います。

○健康福祉課長（糸川成人君） はい。今のところ、国のほうで示しているのは、令和2年9月30日までということになっております。ただし、こちらの方は感染の状況によって、また、変更してくるのかなというような感じがします。

○2番（鈴木茂孝君） 先ほどの深澤議員の関連なんですけれども、この町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するっていうんですけれども、国から補填されるっておっしゃいましたけれども、じゃあ、国から事業者に対して補填するって事でしょうか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 今、鈴木議員のおっしゃられたのが、第6条の2項のところかと思います。こちらにつきましては、傷病手当金との調整の給与と調整のところになるかかと思えます。実際、会社のほうで、例えば、雇用調整助成金とか、申請していた場合にはですね、後から、会社のほうに、その調整金、休業分の調整金っていうのが、入ってくるかと思われまので、そこで、後から会社のほうに入ってきた場合には、この分については、会社の方からいただくというような形になるかと思えます。

○6番（渡辺文彦君） 聞きたいことがある。これ国民健康保険ですから、普通事業者、何人か雇用してる事業者は、厚生年金っていうか、その部分で対応されるんだと思うんだけど、今は、国民健康保険でもって、人を雇っているっていうか、その限度って5人ぐらいになってるのかな・・・。国のほうの定める、基本的には厚生年金に加入しなきゃなんないのは、事業者は5名以上だった場合なのかな、確か・・・。するとパートなんかにも拡大されてますよね、今。そういう中でもって、これ、国民健康保険を使ってる事業者っていうのは、非常に限定的なような気がする訳ですね。そうするとその事業者自身、そんなに体力がないっていうかね、極端な話。仮に傷病手当金を、町が一時的に立て替えて払ってくれても、後で払う前に店が倒れてるとか、事業者が倒れてるとかっていう、ことも考えられるのかなっていう、今の状況の中で、それがあつた場合は、どうなるんですかね・・・。その辺をお尋ねしたいんですけど・・・。

○健康福祉課長（糸川成人君） 渡辺議員のおっしゃるとおりですね、厚生年金に加入しなければならないのは、従業員5名以上とかそういういろんな・・・、パートにも入らなければいけないということで、大変条件的には、厚生年金、社会保険のほうに加入というのが、条件付になってきているのかなかと思えます。中には4名以下で、会社というか・・・、給与を払っているところも今のところあるのかなかと思えます。該当者が少ないかとは思いますが。また、例えば民宿等で、青色申告をしている中で、青色の専従者というのがいらっしゃるかと

思います。専従者給与をもらっている方についてもですね、こちらの方については、該当するということになりますので、そういう方も対象としたということで、考えていただければと思います。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はございませんか。

○6番（渡辺文彦君） 仮にね、専従者給与でもって払ったとするでしょ。そうすると、その人が、その売上等において国の給付金の申請をしてもらえればいいけども、対象にならなかったような場合っていうかね。そういうケースも出てくるのかな、っと僕はね、思うのね・・・、手続きが非常に煩雑だということもあるらしいし・・・、何かそうなった時に、本当に、なんか、こう、立替てもらった分を後々で事業者から徴収しますよっていっても、払えるのか、本当に払えるのかなという疑問符がつくところがあるんだけど・・・、そうなった時に、***はあるのかね。

○健康福祉課長（糸川成人君） 雇用調整助成金の方だと思いますけれども、そちらの方は、確かに手続きが煩雑でというようないろんな報道等もありますけれども、そちらの方が、仮に、交付された場合には返していただくというような形でございますので、もらえなかったら、こちらの方の傷病手当というのが、支給されるような形になるかと思っておりますので、申請していただければ、一度町の方に申請していただければ、傷病手当を出しますということで、受け取った中で、そういう、雇用調整助成金が仮に会社の方でもらえた場合には、もらえた分だけ返してくださいよというような、もらえて差額を返してくださいよというような形になるかと思っておりますので、一度は支給するような形になるかと思っております。

○議長（藤井 要君） 他に質疑は・・・。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） いいですか。

他に質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第39号 松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。
